四天王寺大学大学院審査学位論文 内容の概要および審査結果の要旨

平成 29 年 4 月

四天王寺大学大学院

## はしがき

本編は、学位規則(昭和28年4月1日文部省令第9号)第8条による公表を 目的として、平成29年3月14日に本学において博士の学位を授与した者の論 文内容の概要および論文審査の結果を収録したものである。

今回授与した学位は、博人福乙第2号人間福祉学博士である。

氏名(本籍) 姜 美香(韓国)

学位の種類 博士 (人間福祉学)

学位記番号 博人福乙第2号

学位授与年月日 平成29年3月14日

学位授与の要件 四天王寺大学大学院学位規程第3条第3項

学位論文題目「外国人介護労働者の確保に関する研究」

審查委員長 和田 謙一郎(本学 人文社会学部 教授)

主 查 愼 英弘 (本学 大学院教授)

副 查 笠原 幸子(本学 人文社会学部教授)

外部審查委員 福富 昌城(花園大学 社会福祉学部教授)

## 姜 美香 論文の審査結果報告書

姜 美香さんから提出された論文博士の学位授与申請に関して、審査委員会はその審査結果を次の通り報告する。

論文題目:「外国人介護労働者の確保に関する研究」

論文の構成と文量:論文の構成は序章および第1章から第7章、並びに結び。文量は1頁

あたり1020文字、本文162頁、注15頁、主要参考文献8頁。

審査委員会の開催:審査委員会が設置されてから、公開審査を含めて5回の審査委員会を

開いた。審査結果の概要は次の通りである。

## 1. 論文内容の概要

本論文は、日本における介護労働者不足問題を取り上げ、その問題を解消するための一つの方策である外国人介護労働者の受け入れについて考察を行ない、外国人介護労働者の受け入れにおける課題や問題点を明らかにすることや、日本以上に急激に高齢化が進んでいる韓国における将来の介護労働者不足問題をどのような視点から考えていくべきであるかについて考察することを研究目的にしたものである。日本の取り組みは、韓国の将来における外国人介護労働者の確保に関して大きな示唆を与えるとの見地から、韓国における急激な高齢化に際して生じ得る介護労働者不足問題を視野に入れての研究であり、このような視点に立っての研究は本論文が嚆矢である。

本論文は、20世紀後半から21世紀初頭にかけてのおよそ半世紀の時期を分析の対象にしている。

日本が直面し、韓国が近々直面するであろう介護労働者不足は、家族機能の縮小や価値観の多様化に起因するところもあり、以前のように同じ世帯内で老親を扶養することがますます困難になってきている。このような状況を解決する一つとして、日本では EPA (経済連携協定)による介護労働者の受け入れを試みているが、それが役立つところまでにはほとんど至っていない現状を踏まえ、新たな外国人介護労働者の介護職を在留資格として位置づける政策がとられようとしている。そのような社会的背景を踏まえて、ベトナムの介護労働者を確保するための課題や問題点を明らかにするために現地調査による分析をも行なった価値ある研究である。

本論文の概要は次の通りである。

序章では、研究の動機や背景を踏まえて研究目的を設定している。

前述した研究目的を達成するために、本論では次の3点について検証を行なうとしている。

第一に、日本と韓国における統計資料を用いて、年齢階級別人口の推移や老年人口一人を 支える生産年齢人口の推移等の比較を行なうことにより、日・韓における高齢者の実態を明 らかにする。

第二に、日本の「外国人技能実習制度」のような、韓国における「外国人産業研修制度」の検討を行ない、その問題点を明らかにする。同制度は送り出し機関等による不正や、研修生の人権侵害問題、賃金未払い問題等によって廃止後、「外国人勤労者雇用許可制度」を新たに実施した。なぜ韓国は外国人産業研修制度を廃止せざるを得なかったのかについて明らかにする。日本の介護分野における外国人労働者の受け入れの始発となる EPA や外国人技能実習制度について検討を行ない、両制度が抱えている課題や問題点について明らかにする。日・韓で制度に違いはあるものの、外国人労働者の受け入れに関して類似した課題や問題点があることを明白ならしめる。

第三に、日本において外国人労働者の受け入れが今後本格的に始まることを踏まえ、送り 出し国ではどのような取り組みをしているかについて明らかにするため、ベトナムを対象に して現地調査を行ない、どのような人が日本へ送り出されることを希望しているのか、介護 分野における技能実習生に対して送り出し機関としてどのようなことを準備しているのか等 について現状を明らかにする。この調査結果を基に、今後、日本における外国人介護労働者 の受け入れはどのような方向で進められるべきであるのか、特に教育面においてどのような 視点をもって進むべきであるのかについても考察する。

本論の各章では、これらのことを検証するために分析している。

第1章では、日本と韓国の高齢化等の状況を明らかにしている。

日本と韓国における統計資料を用いて、年齢階級別人口の推移、高齢者世帯の推移、性別 高齢人口の推移、老年人口一人を支える生産年齢人口の推移の比較、検討を行なっている。

日・韓における総人口の推移によると、韓国の総人口のピークは、日本の総人口のピークであった2004年よりも16年後の2020年であると推計されており、その後、人口は減少傾向になると推計されている。人口の減少は生産年齢人口の減少に直結しており、物の生産やサービスを提供する人が減少するため、生産力の低下や介護サービス等の提供者の不足をもたらすことは、日本では従来から指摘されていることであるが、韓国でも日本と同様な状況であることを統計資料によって確認している。

年齢階級別人口の推移によると、韓国の老年人口の構成比は、2015年以降持続的な増加傾向を示しており、特に2025年から2030年にかけて4.4%も急激に増加するとされている。これは、日本で問題になった団塊世代の問題が、韓国では2020年以降におきるからである。特に韓国における2025年から2030年にかけての老年人口の急激な増加は、日本の高齢化速度よりも早いことを示している。また、高齢者世帯数も独居高齢者世帯数も、日本よりも韓国が急激に増加していることを明らかにしている。これらのことは、介護を必要とする高齢者の増加につながり、反面、介護労働者の不足をもたらすことを示し

ている。

第2章では、日本における外国人労働者の受け入れ状況や技能実習生の受け入れ状況について明らかにしている。

国籍別技能実習生数の推移によると、中国、インドネシア、フィリピン、ベトナムのうち、ベトナムからの技能実習生の受け入れ人数が2番目に多く、2010年から2015年にかけて技能実習1号ロは約8.2倍に増加していることを明らかにしている。その上で、現在の技能実習生数は中国人が圧倒的に多いものの、年度別の増加率からすると、ベトナム人技能実習生が急激に増加する可能性が高いとしている。それ故に、外国人労働者の確保のためには、後述するベトナムの現地調査をする必要性があることを看取している。

第3章では、韓国における「外国人産業研修制度」について検討している。

1980年代後半からの経済発展は国内労働者不足等を生じたため、1991年に外国人産業研修制度が制定された。しかし、1995年1月のネパール人の外国人産業研修生に対する差別的賃金や人権侵害問題をきっかけに同年2月に韓国労働部は、外国人産業研修生に対する基本的な労働基準を定め勤務状況を改善した。その後1998年には零細企業にまでその労働基準を適用するようになったが、外国人産業研修生への人権侵害問題は解消できず、同研修制度は廃止せざるを得ない状況になり、2004年8月からは、同研修制度に代わって、研修生としての在留資格ではなく外国人勤労者としての在留資格を与える「外国人勤労者雇用許可制度」が施行された。ここに、韓国における将来の介護労働者不足を解消するための一つの方策としての外国人介護労働者の確保に関して、介護職を在留資格として位置づけることの必要性を、本論文の著者は看取している。

第4章では、日本における EPA (経済連携協定) について検討している。

日本での介護分野における外国人労働者の受け入れが始まったのは、2006年の東南アジア諸国との EPA からである。

EPAによって、看護師・介護福祉士候補者の受け入れが可能となった。しかし、EPAによる看護師・介護福祉士の受け入れは、国内における介護等の労働力不足への対応のためではなく、2国間の経済活動の連携強化の観点からであった。この特例的な受け入れによって、日本に入国した介護福祉士等の候補者は「特定活動」の在留資格が与えられた。介護福祉士候補者の場合、国家試験に合格した者のみが、3年間、介護福祉士として受け入れ機関との雇用契約を締結することができる。このため、この制度は実質的な日本の介護労働力不足問題の対策としての制度であるとはいえないことを明らかにした。ここにおいても、介護を「特定活動」という在留資格ではなく、介護職という在留資格の必要性を看取している。

第5章では、日本における「外国人技能実習制度」について検討している。

1980年代の日本におけるバブル経済は単純労働者の人手不足を生ぜしめ、建設業関連の外国人単純労働者の受け入れに向けて「出入国管理及び難民認定法」が改正され、技術研修生の受け入れを目的とした外国人技能実習制度が始まった。ここにおける在留資格は「研

修」であった。しかし、1990年代に入っても建設・製造業等における人手不足問題はますます深刻となったため、1992年、従来の外国人技能実習制度の在留資格を「研修」から「特定活動」へと変更した。とはいえ、技能実習生として日本に入国した者は、3年間、日本で仕事をしながら技能修得を行なうことができるが、日本で修得した技能等を本国で活かしながら働くことができるのはおよそ半数程度であった。それ故に、外国人技能実習生の帰国後におけるフォローアップの大事さを明らかにした。そして、介護分野における技能実習制度が実現される際には、介護職の在留資格の必要性を看取している。

第6章では、ベトナムにおける介護分野の技能実習生確保への取り組みに向けて、ベトナム・ハノイにおける送り出し機関4カ所を対象に現地での調査を行なって、現状を明らかにしている。

その調査結果から次のことが明らかとなった。

日本語教育内容については、最低1カ月から最大6カ月までのベトナム人講師による日本 語教育を実施しており、教育方法はテキストや DVD を使用している。

技術的な教育については、EPAによる送り出し機関としての経験をもつ場合には機関内に 実習室を設けて行なっているが、小規模の送り出し機関の場合には日本語教育のみを自社で 実施し技術的な教育は外部機関へ委託している。

学生の大半が日本への外国人介護労働者としての渡航を希望しており、希望者のうち高卒の学生が最も多い。この学生たちの主な目的は出稼ぎである。送り出し機関側も、今後、介護分野における外国人技能実習生の送り出しができることを強く希望している。しかし、ベトナムにおいては、未だ社会的「介護」の概念が根付いていないため、介護の仕事といっても「病人の看護」をイメージする場合が多いことが明らかになった。したがって、ベトナム人の介護労働者を確保するにあたっては、「介護」という仕事内容の教育が重要になることを明白ならしめている。

第7章では、前章までに明らかになった内容を踏まえながら、日本は今後どのような視点から介護分野における外国人労働者の受け入れをなすべきであるかについて検討している。

日本は、今後、外国人介護労働者を受け入れるのであれば、人権問題の観点や移民問題、定住する外国人介護労働者の家族の教育問題等さまざまな観点はあるが、介護労働当事者のみを焦点にした場合、介護の現場で活用できる人材であるかどうかの問題が最も重要である。すなわち、単純労働者として受け入れるのか、介護専門職として受け入れるのかという問題である。介護専門職として受け入れるのであれば、どのような観点から介護教育を行なうべきであるのかが課題になるとした。

日本で実施されている介護職員養成カリキュラムを分析した結果、現在のカリキュラムを そのまま使ったとしたならば、外国人介護労働者の人材養成には不充分な部分があることを 明らかにしている。

結びでは、本論において既に論述されている研究の成果を簡単にまとめるとともに、本論

文の限界と課題についても述べている。

## 2. 論文審査の結果の要旨

第1回審査委員会において、審査の進め方と審査のポイントについて議論した。審査の主要ポイントとして①論文の体系が整っていること、②記述された内容に事実関係の誤りがないこと、③矛盾点がないこと、④新しい知見があること、⑤学会に与える影響があるであろうこと、⑥分析方法に独創性があること、⑦設定されている研究目的が達成されていること、そして、⑧盗作や剽窃、改竄や捏造がないこと、を確認することとした。これらのポイントを基本にして、公開審査の内容も踏まえて、論文の審査をした。

本論文は、研究対象を介護労働者不足問題に焦点を当て、韓国において生じるであろう将来の介護労働者不足問題を視野に入れて、日本における外国人介護労働者の受け入れ問題を分析した最初の独創的な研究であり、高く評価できる。また、本論文は、今後、日本における外国人介護労働者の確保、さらには韓国における外国人介護労働者の確保の問題を研究しようとする者にとって踏まえなければならない研究であり、この点においても評価できる。

日本の団塊世代の高齢化に伴い、介護サービスの需要は年々増加していく反面、生産年齢人口の減少をもたらしており、それは福祉サービスを提供する人手不足を引き起こしていることは周知の通りである。そして、その状況は介護現場における慢性的な人手不足問題につながっている。このような状況が韓国の第一次ベビーブーム世代の高齢化に伴って同様に生じ得るであろうことを明らかにしている。そのような介護労働者不足問題の解決策の一つとして、外国人介護労働者の受け入れが必要不可欠であることは近年の日本の政策からも明白である。それは、近い将来における韓国においても同様の道を辿らざるを得ないことはこれまた明白であることを統計資料によって明らかにしている。

日本で初めて外国人介護労働者(研修生)を受け入れることとなった EPA や、ベトナムでの調査や日本で実施されている介護職員養成カリキュラム等の分析から、介護労働者として今後受け入れる予定の外国人技能実習制度の主要な問題点、換言すれば外国人介護労働者の確保のための主要な問題点として次の4点を指摘し、問題点解決のための課題を提示している。

第一に、介護のように人の身体的・精神的状態を理解するために必要なコミュニケーション技術やアセスメント等を行なうための、現在の日本語教育の不充分さを問題点として指摘している。

介護分野の外国人技能実習生の場合は、より膨大な時間をコミュニケーション技術の学習に当てなければならないことを課題として提示し、N2~N3程度の日本語能力を求めるべきであるとしている。

第二に、外国人とりわけベトナム人の場合は、介護に関する認識度が低いという問題点を 指摘している。 社会福祉や介護に関する概念教育や理論教育が必須であることはいうまでもなく、特に一 定回数以上の介護現場の見学が必要であるとの課題を提示している。

第三に、日本文化の理解はコミュニケーション技術とも深く関連しているが、外国人は日本文化に対する理解が不充分であるとの問題点を指摘している。

介護労働者は利用者の生活の場を支える支援者として私生活に密接な関わりをもつことからして、日本文化の理解は必要不可欠であるとの課題を提示している。

第四に、外国人労働者への人権擁護に関する日本人の意識の低さを問題点として指摘している。

EPA や従来の外国人技能実習制度が生み出してきたさまざまな人権侵害を減少させるためにも、外国人介護労働者の心身の健康管理や日本人と同様の処遇確保のための関連法の学習等を、外国人介護労働者のみならず日本人に対して行なうことが必要不可欠であるとの課題を提示している。

以上のような問題点は、日本以上に速い速度で高齢化が進んでいる韓国においても生じ得ることは多言を要しないので、韓国における外国人介護労働者の確保に関しての課題の解決策を日本の経験から学んで活かすべきであると強調している。

これらの指摘の中には、斬新なものがある一方で、既に従来からいわれているものもある。 しかし、従来からいわれているものであっても、資料や実態調査に基づいて示しているのは 本論文が初めてである。

新たな知見を含む本論文は、独創的な視点によって分析し導き出されたものであり、高く評価できる。

審査委員会が審査のポイントとしている8点に関して、本論文には特に問題となるような 点はないことを審査委員会では確認するとともに、3点の検証によって研究目的が達成され ていると判断した。

これまでに述べてきたことからして、本論文は、日本における外国人介護労働者の確保のための新たな制度に対して、特に韓国における外国人介護労働者の確保制度の樹立に際して大きな示唆を与えるものと高く評価できる。しかし、課題はある。本論文が提出された以後に、日本の国会において介護職を在留資格に位置づける法律が制定されており、それがどのような意味をもつのかについて今後の研究で是非明らかにしてもらいたい。このことが明らかにされたならば、本研究が、より深みのある成果を生み出すことは多言を要しない。今後の更なる研究に期待したい。

以上のことからして、本論文は、本論の構成と分析によって研究目的が達成されており、 その新たな知見は学会に少なからぬ影響を及ぼすとともに後学に大きな示唆を与えるものと 考えられ、高く評価できる。したがって、以上のことを総合的に判断したとき、審査委員会 として、本論文の著者である姜 美香さんは博士(人間福祉学)の学位を授与されるに値するものと認める。